提出日　　　　年　　月　　日

株式会社　証券保管振替機構　御中

|  |  |
| --- | --- |
| 登記上の本店所在地 |  |
| 登記上の商号 |  |
| 登記上の代表者役職名 |  |
| 登記上の代表者氏名 | 印 |

同　意　書

（株式等振替制度＜振替受益権＞用）

当社は、当社が発行する受益証券発行信託の受益権（社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「法」という。）第2条第1項第10号の２に規定する受益証券発行信託の受益権をいう。）のすべてについて、受益証券発行信託に係る契約に基づき、株式会社証券保管振替機構（以下「機構」という。）が法第13条第1項の規定に基づき、取り扱うことについて同意するとともに、下記の事項について約諾いたします。

記

１．この同意書を提出した日以降、機構が定める業務規程その他の規則及び機構が講ずる必要な措置に従うこと

２．この同意書を提出した日以降、機構が定める業務処理の方法に従うこと

３．機構が取扱いを開始した日以降、機構が定めるところにより、機構が定める手数料を納入すること

４．受益証券発行信託について、当社以外の受託者（以下「共同発行者」という。）がいる場合、前3項に定める事項のほか、次の各号に定める事項

（１）機構が取扱いを開始した日以降、当社は、発行者が機構に納入すべき手数料及び遅延損害金について、当該共同発行者と連帯してこれを納入すること

（２）当社は、当該共同発行者が提出した同意書（以下「共同発行者に係る同意書」という。）に定める事項のうち発行者に関する事項に当該共同発行者が違反したことにより機構に損害が生じた場合、当該損害について、当該共同発行者と連帯してこれを賠償すること

（３）この同意書を提出した日以降、当社は、第1号に掲げるもののほか、法又は共同発行者に係る同意書に基づき当該共同発行者が機構に対し負担する義務のうち発行者として負担する義務について、当該共同発行者と連帯してこれを履行すること

（４）この同意書を提出した日以降、当社は、当該共同発行者について信託の受託者の任務の終了事由が生じた場合であっても、前3号に定める義務について、これを履行すること

（５）この同意書を提出した日以降、法、機構が定める業務規程その他の規則、この同意書又は共同発行者に係る同意書に基づき機構が発行者に対して講ずる措置は、当社又は当該共同発行者のいずれかに対して講ずれば足りること

５．自ら又はその役員若しくはこれに準ずる者が反社会的勢力に該当しないこと

６．当社が発行する受益証券発行信託の受益権について金融商品取引所による上場日の変更又は上場承認の取消しがあった場合には、直ちにその旨を機構に通知すること

以　上